5.78
業務の種類の地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による415―435kHzの周波数の分配は、一次的基礎とする。
5.79
海上移動業務による415―495kHz及び505―526.5kHz（第二地域では505―510kHz）の周波数帯の使用は、無線電信に限る。
5.79A
490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構（ＩＭＯ）の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される（決議第339（ＷＲＣ―07、改）参照）。
5.80
第二地域では、航空無線航行業務による435―495kHzの周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。
5.80A
472―479kHz帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価等方輻射電力は、１Ｗを超えてはならない。主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から800㎞以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を５Ｗまで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5.80B
アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおける472―479kHzの周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。上記の国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならない。
5.81（未使用）
5.82
海上移動業務において、490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。航空無線航行業務による415―495kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。アマチュア業務による472―479kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。
5.82A（未使用）
5.82B（未使用）
5.83（未使用）
5.84
海上移動業務における518kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。
5.85（未使用）
5.86
第二地域では、525―535kHzの周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は１㎾、夜間は250Wを超えてはならない。
5.87
付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール及びスワジランドでは、526.5―535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。
5.87A
付加分配：ウズベキスタンでは、526.5―1606.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第9.21号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。
5.88
付加分配：中華人民共和国では、526.5―535kHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。
5.89
第二地域では、放送業務の局による1605―1705kHzの周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議（1988年リオデジャネイロ）において作成された計画に従う。
1625―1705kHzの周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当ての審査は、地域無線通信主管庁会議（1988年リオデジャネイロ）において作成された計画に示される分配を考慮する。
5.90
1605―1705kHzの周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。
5.91
付加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606.5―1705kHzの周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。
5.92
第一地域の一部の国は、1606.5―1625kHz、1635―1800kHz、1850―2160kHz、2194―2300kHz、2502―2850kHz及び3500―3800kHzの周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50Wを超えてはならない。
5.93
付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625―1635kHz、1800―1810kHz及び2160―2170kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。
5.94（未使用）
5.95（未使用）
5.96
ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715―1800kHz及び1850―2000kHzの周波数帯のうち200kHzまでを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も10Wを超えてはならない。